

江差港マリーナ施設使用申請案内

1. 使用申請の受付・問い合わせ

江差港マリーナ指定管理者

一般財団法人 開陽丸青少年センター

〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町1番地10 Tel：0139-52-5522

2. 申請資格

- (1) 艇を所有している方。
- (2) 艇を購入予定の方。
- (3) 上記(1)(2)の方で原則として3カ月以内に艇を搬入できる方。
- (4) 原則として「船舶検査書」「海技免状(小型船舶操縦士等)」を申請者が持っていること。艇の購入予定者の場合には、艇の搬入時に「船舶検査書」「海技免状(小型船舶操縦士等)」を提示できることが条件となります。
- (5) 船種は、ヨット、プレジャーボートといたします。なお、特殊な船種の場合にはその都度ご相談させていただきます。

3. 申請についてのご注意

- (1) 申請は艇の所有者本人(艇を共同所有する場合は代表者)または、購入予定者の名義でお願いいたします。
- (2) 申請後、艇の所有者(共同所有者全員)及び申請書に記載した艇の変更は認めません。
- (3) 同一艇について複数の申請は認めません。
- (4) 艇置き場は艇種・艇の長さ等を勘案して、江差港マリーナが指定いたしますので、それに従ってください。また、状況によって場所の変更をいたします。
- (5) 申請書はお返しいたしません。
- (6) 偽りの申請など不正行為のあった場合は、その申請を無効とします。

4. あらかじめ了解いただく事項

- (1) 申請にあたって、暴力団の組員又は、その親交者、もしくは暴力行為の常習者又は、そのおそれのある方の申し込みはお断りいたします。
- (2) 艇置き場等の利用中は艇の所有者(共同所有者も含む)又は、申請書に記載した艇の変更は認められません。
- (3) 承認された場所でも、江差港マリーナ(一般財団法人開陽丸青少年センター)又は、町が企画・主催もしくは後援・協賛する行事の際は、利用場所の一時変更・艇の移動等についてご理解とご協力をお願いいたします。

5. 艇の保管・管理に関する所有者責任について

艇の保管・安全確保については、所有者及び艇長責任が優先します。したがって、艇の運

行・管理は所有者及び艇長が自己の責任と費用負担で最善を尽くさなければなりません。

6. 施設使用料金

施設使用料金・・・別表（第 10 条関係）による使用料となります。

- (1) 使用料の算定基準期間は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間といたします。
- (2) 艇の変更は原則認めませんが、艇を変更する場合は、事前に管理者と協議して下さい。
- (3) 承認された艇置き場等の使用する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (4) 艇置き場利用の際は艇・機関・船台等も含め「許可区画内」に収めて下さい。
- (5) 施設使用料金を江差港マリーナが定めた日までに納入ができない場合は、使用承認を取り消す場合もあります。

7. 施設使用料金の改定

施設使用料金は、改定される場合があります。